令和6年1月23日開会 令和6年1月23日閉会

第781回湯川村農業委員会定例総会会議録

湯川村農業委員会

第781回湯川村農業委員会会議録

第781回湯川村農業委員会定例総会を令和6年1月23日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員 (7人) · 出席推進委員 (6人)

小 沼 幸 子 1番 3番 山 田 誠一郎 兼子房男 4番 5番 山口栄子 真 壁 澄 男 6番 7番 中島 仁 8番 髙 木 伸 也 9番 鈴木明美 三 瓶 10番 渡部正美 11番 恵美 吉 田 守 12番 中島和裕 14番 大場忠重 15番

2. 欠席農業委員(1人)・欠席推進委員(1人)

2番 佐藤敬一 13番 髙橋勝彦

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大場 祐一

石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

5. 会議の概要

(午前9時開会)

議 長 新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。 1月1日の能登半島地震で甚大な被害に見舞われた皆様に心よりお見舞い申 し上げます。また皆様がいつもの生活に戻られますよう、一日も早い復興を お祈り申し上げます。1月4日に村の新春の集いがあり、農業委員会を代表 して挨拶いたしましたので、この場をお借りして読み上げて新春の挨拶とい たします。(挨拶分読上割愛)

本日の出席状況でございますが、農業委員については、2番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、13番委員より欠席、9番委員より遅参する旨の報告を受けております。農業委員8名中7名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第781回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議 ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定についてをお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録 署名人に8番委員と3番委員の両名にお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 2ページにより、議案第1号を朗読。続けて3ページを説明。

転です。譲渡人については、 集落にお住いの さん。譲受人は、 集落の さんです。申請地は大字 字 と の2 筆ありまして、合計面積 ㎡です。申請内容及び契約内容でありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。 申請農地は、不耕作地であり面積も狭小であります。隣接農地を耕作されている譲受人が水稲を作付けするとのことで申請に至ったものです。譲受人は、認

整理番号1番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移

定農業者であり、常時農作業に従事しております。譲受人の経営面積は ㎡でございまして、経営農地すべてを耕作しております。また、農業機械については、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ページに位置図、5ページに公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

続きまして、6ページをお開きください。整理番号2番について説明いたします。権利の種類につきましては所有権移転です。譲渡人については、集落のない。またはは、は大字でありまして、合計面積です。申請地は大字です。するの1筆でありまして、合計面積です。申請内容及び契約内容でありますが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。

申請農地は、圃場整備がされていない農地であり面積も狭小であります。隣接 農地を耕作されている譲受人が効率的に利用して水稲を作付けするとのこと で申請に至ったものです。譲受人についての農業経営の状況ですが、整理番号 1番で説明したとおりであります。申請地の場所につきましては、4ページに 位置図を添付しており整理番号2番の場所についてはピンク色の部分でございます。また5ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分でございます。

議案第1号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して担当の委員からの報告をお願いします。

15 番委員 整理番号1番並びに整理番号2番の農地法第3条第1項の許可申請に伴う調 査報告書を朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、担 当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございま せんか。

4番委員 整理番号2番について、申請地の水利はどのようになっていますか。

事務局 水利費は、中央土地改良区に支払いしています。

4番委員 登記地目は畑になっているが地目変更をするのか。申請地は、現在は減反田 ですか。

事務局 現況は田でありすでに復田しておりますので田の扱いであります。登記地目 については、今回の所有権移転と合わせて地目変更登記も行うとのことで す。

15番委員 以前は、柿畑であったのを数年かけて抜根して、譲受人が田に整備している 状況です。取水も道路も悪い状況で、多面的支払交付金事業を活用しながら U字溝を入れ徐々に水田にして改善している状況です。徐々に良くなってい る状況です。

会 長 何年か前も譲受人が、条件の悪い農地を購入している経過があります。譲受 人は、小さい田では効率も良くないし、いずれ誰かに貸すことになっても、 このままでは、条件が悪く借り受けてもらえないでしょうから、大きい田に 整備しておけば、借りてもらえると思うので、今、自分が元気なうちに基盤 整備がされていないところは、整備していきたいと考えている。とのことで した。応援していきたいと考えます。

14番委員 7ページの公図で でアスパラを作っているとのことですが、 を水田にした場合、アスパラ畑に支障はでないのか。さらに は現況 はどうなっていますか。

事務局 は、すでに田になっておりまして、数年耕作しておりますが、 のアスパラに支障が出た経過はありません。また から3筆は、草刈り等の管理のみ行っている状況で作物は作付けされておりません。

議 長 他に質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございません か。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

15番委員 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第1号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第1号農地法第3条第1項の規定によ る許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案の とおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員でありま す。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、8ページをお開きください。議案第2号、農用地利用集積計画の 決定について(利用権設定)を議案書8ページにより朗読。今回の案件は、 新規が11件、再設定が7件であります。9ページから34ページまで内容を 朗読。最後に旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考える旨を述べた。

議 長 議案第2号整理番号8番9番につきましては、14番委員が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。14番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号8番9番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号8番9番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第2号、整理番号8番9番の農用地利用集積計画の決定について て(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第2号、整理番号8番9番の農用地利用集積計画の決定について(利用 権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 14番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第2号整理番号8番9番以外の案件に対しまして担当委員

から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより議案第2号整理番号8番9番以外に対する質疑に入ります。質疑ご ざいませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

14番委員 議案第2号整理番号8番9番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第2号整理番号8番9番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第2号整理番号8番9番以外の農用地利用集積計画の決定について(利 用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めま す。

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

- 議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第781回湯川村農業委員会定例 総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。
- 6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第1号 原案のとおり決定 議案第2号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和6年1月23日午前10時16分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年2月21日

湯川村農業委員会

会 長

8番 委 員

3番 委 員